

外国人介護人材受入れに関する 基本的な考え方



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

平成30年3月31日

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会福祉人材対策特命チーム

目次

はじめに	3
1. 外国人介護人材の受入れの全体像	4
2. 外国人留学生＋在留資格「介護」	7
(1) 制度の概要	
(2) 施策メニュー	
(3) 今後の展望	
3. 外国人技能実習制度	14
(1) 制度の概要	
(2) 介護職種固有要件	
(3) 受け入れイメージ	
(4) メリットとデメリット	
4. 外国人介護人材の活用のポイント	39
(参考)外国人介護人材関連参考資料URL	40

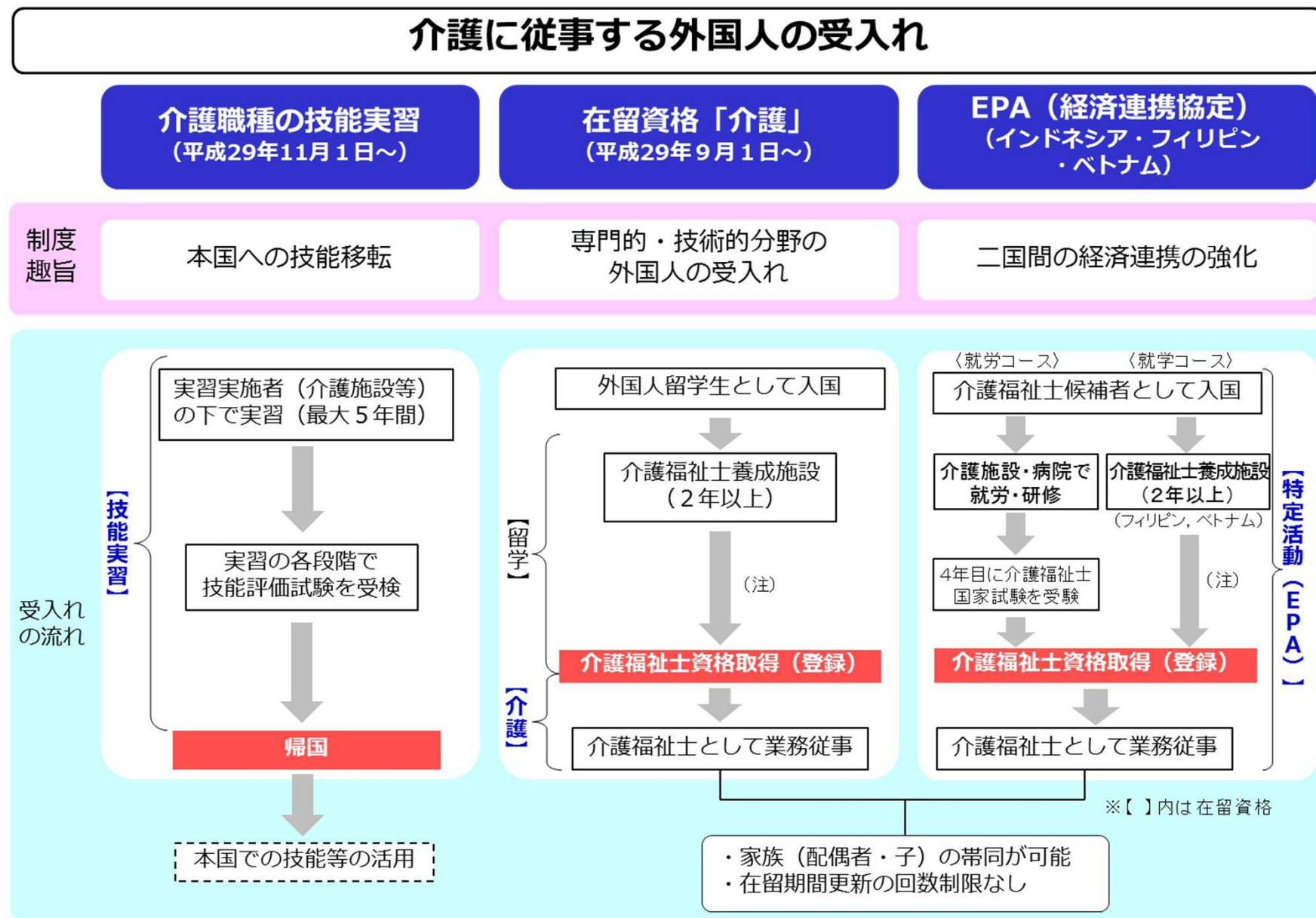
はじめに

- 本資料は、全国社会福祉法人経営者協議会制度・政策委員会福祉人材対策特命チームの中で、福祉人材対策の一つのツールとして、外国人介護人材にポイントを当てて整理したもの。
- また、本資料は、外国人介護人材に対する制度の正しい理解を促すための情報提供の一環として整理したものである。社会福祉法人が多様な人材の受け入れを推進していく上での手がかりとしてご活用いただきたい。

1. 外国人介護人材の受入れの全体像①

- ① 外国人留学生＋在留資格「介護」【在留資格「介護」】
 - ② 外国人技能実習制度【介護職種の技能実習】
 - ③ EPA(経済連携協定による介護福祉士候補生)【EPA】
- 日本国において定められている外国人の介護人材については、①～③の方法のみ可能であり、③EPAについては、平成20年度のインドネシアを皮切りに、翌年のフィリピン、平成26年度からベトナムの3か国と受入れ実績があり、ある程度周知されて取り組まれていることから、本資料では省略する。
- EPAの詳細については、公益社団国際厚生事業団(JICWELS)のホームページ(<https://jicwels.or.jp/>)をご参照いただきたい。
- 今回は、①外国人留学生＋在留資格「介護」、②外国人技能実習制度を中心に整理することにした。

1. 外国人介護人材の受入れの全体像②



(注) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

1. 外国人介護人材の受入れの全体像③

平成28年11月28日「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」
(平成28年法律第89号「技能実習法」という。)が公布。→ **施行日:平成29年11月1日**

- 技能実習法は、技能実習に関し、「技能実習計画の認定」及び「監理団体の許可」の制度を設け、これらに関する事務を行う「**外国人技能実習機構**」を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への「**技能等の移転**」による国際協力の推進を図ることを目的とされるものである。
- 外国人技能実習制度に関しては、厚生労働省として、「**産業競争力の強化に関する実行計画**」(2015年版(平成27年2月10日閣議決定)及び2016年版(平成28年2月5日閣議決定))に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行うこととしている。

外国人技能実習制度への介護職種の追加等について(通知)より抜粋(社援発1128第6号平成28年11月28日)

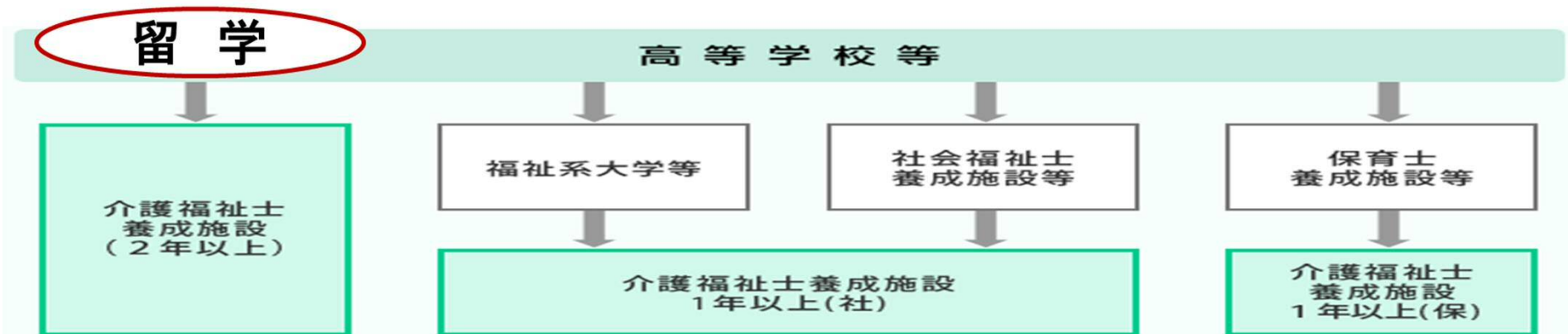
技能実習法公布日と同日「**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律**」が公布。
(平成28年法律第88号「改正入管法」という。)→ **施行日:平成29年9月1日**

- 専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という名称の在留資格を設け、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことを可能とするものである。

外国人技能実習制度への介護職種の追加等について(通知)より抜粋(社援発1128第6号平成28年11月28日)

2. 外国人留学生＋在留資格「介護」(1)制度の概要①

在留資格「介護」による介護分野における外国人の受け入れ



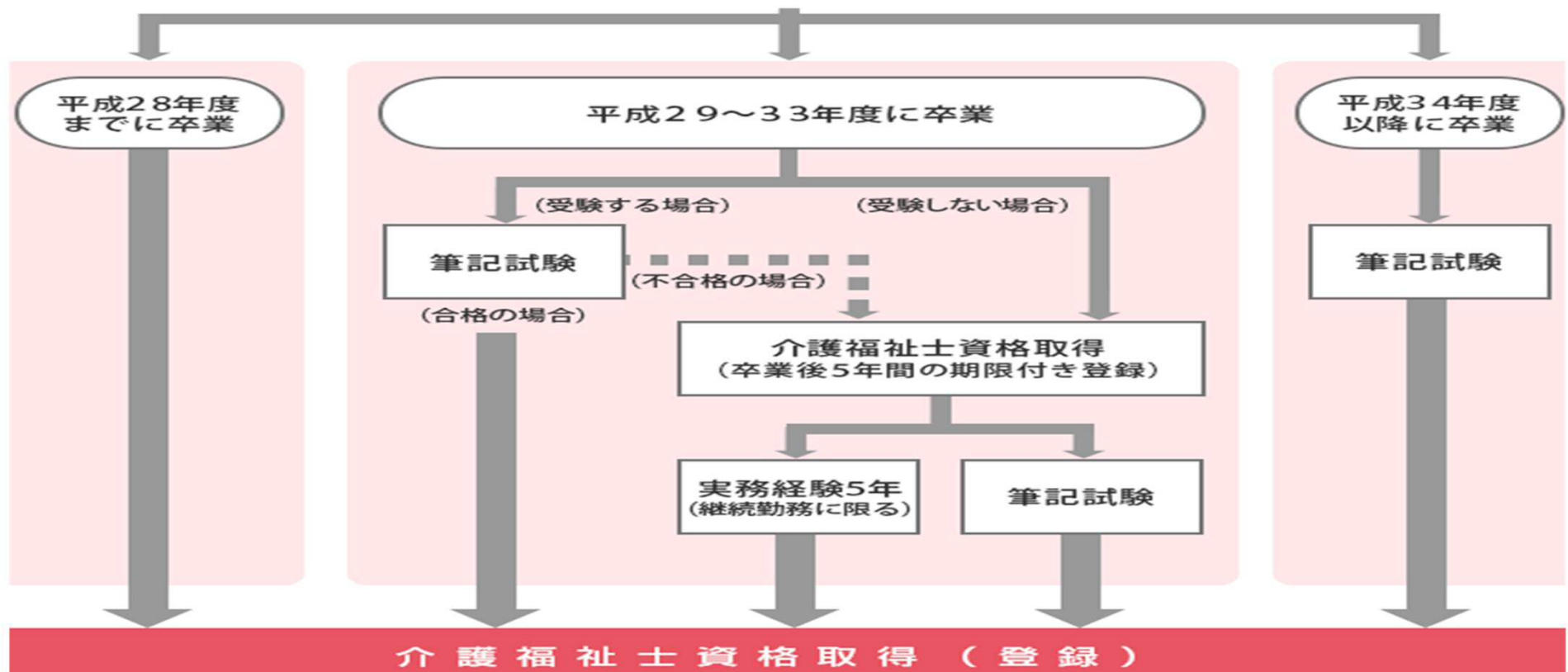
日本の介護福祉士養成施設に留学→介護福祉士の資格を取得した外国人

介護施設等で就労することが出来るビザが創設された 施行日:平成29年9月1日

- ・施行日までに介護福祉士養成施設等を卒業する外国人
- ・既に介護福祉士養成施設等を卒業した外国人
- 平成29年4月から改正法施行日までの間に、~~介護又は介護の指導を行う業務を~~予定し、在留資格変更許可申請又は上陸申請をした場合、在留資格「特定活動」(告示外)が許可され、「介護福祉士」として就労が認められる。

2. 外国人留学生＋在留資格「介護」 (1) 制度の概要②

平成29年度より養成施設卒業者も国家試験合格が必須となる。ただし、経過措置が設けられている。
平成33年度までの卒業生については、5年間の経過措置が設けられていて、
 ・卒業後5年以内に国家試験に合格するか ・未受験・不合格でも5年間連続して介護の実務に従事すれば6年目以降も「介護福祉士」を保持できる。



2. 外国人留学生＋在留資格「介護」 (1) 制度の概要③

在留資格「介護」における課題に対して

本制度は平成29年4月2日「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」により在留資格「介護」の新設に係る**特例措置の実施**が通知された。

- 養成校が施行前に留学生を受け入れており、日本語学校等の何らかの斡旋にて安易に留学した学生も散見されていた。日本語能力の低さや学費が支払うことができない等の理由で、進級していない学生がいるのも現状。
- 介護福祉士養成校の修学中の学費が高額であること(母国での預金、親族からの負担では…)週28時間勤務することは学業に支障が生じる。家賃や生活費等の確保をどのように行うべきなのか。多々課題がある。
在留資格(介護)における**留学生の支援のあり方の検討は必須と思われる。**

平成30年度予算 地域医療介護総合確保基金の新規メニュー

- 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業(学費、居住費等)
- 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とマッチング支援事業、相談支援等の体制整備など周辺環境整備 が示された

次ページ

2. 外国人留学生＋在留資格「介護」 (2) 施策メニュー①

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額(案) 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

事業実施スキーム

養成施設入学者への修学資金貸付け

○貸付額(上限)

介護福祉士養成施設修学者

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】
都道府県又は
都道府県が適当と認める団体



貸付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



在留資格「留学」により
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設
の学生

卒業、
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで
在留資格「介護」により長期滞在可能

2. 外国人留学生＋在留資格「介護」(2)施策メニュー②

新 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金の
貸与・給付

受入介護施設等

＜留学生の支援例＞

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円(初回に限る)
就職準備金：20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用：4万円(年額)
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1／3 ※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1／3を補助

都道府県(委託可)

2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- 外国人留学生の発掘や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- 現地で合同説明会の開催等のマッチング支援 等

事業イメージ

【送り出国】

留学生
※ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ネパール、ミャンマー、モンゴルetc.

協議会の設置など、関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託

マッチング支援団体

- 養成施設、介護施設等からの情報の提供
- 現地教育機関等からの情報収集

- ・現地教育機関訪問
- ・候補者リストの作成
- ・候補者との面談
- ・ビデオレターの作成 等

③現地合同説明会等のコーディネート

③現地合同説明会等開催事業

留学生候補者と、留学生受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等間でマッチングを行うため、現地にて合同説明会等を開催する。

- ・留学生の受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイント等の紹介
- ・ビデオレターの作成 等

①養成施設、介護施設等からの情報収集

②現地教育機関等からの情報の提供

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

2. 外国人留学生＋在留資格「介護」(2)施策メニュー③

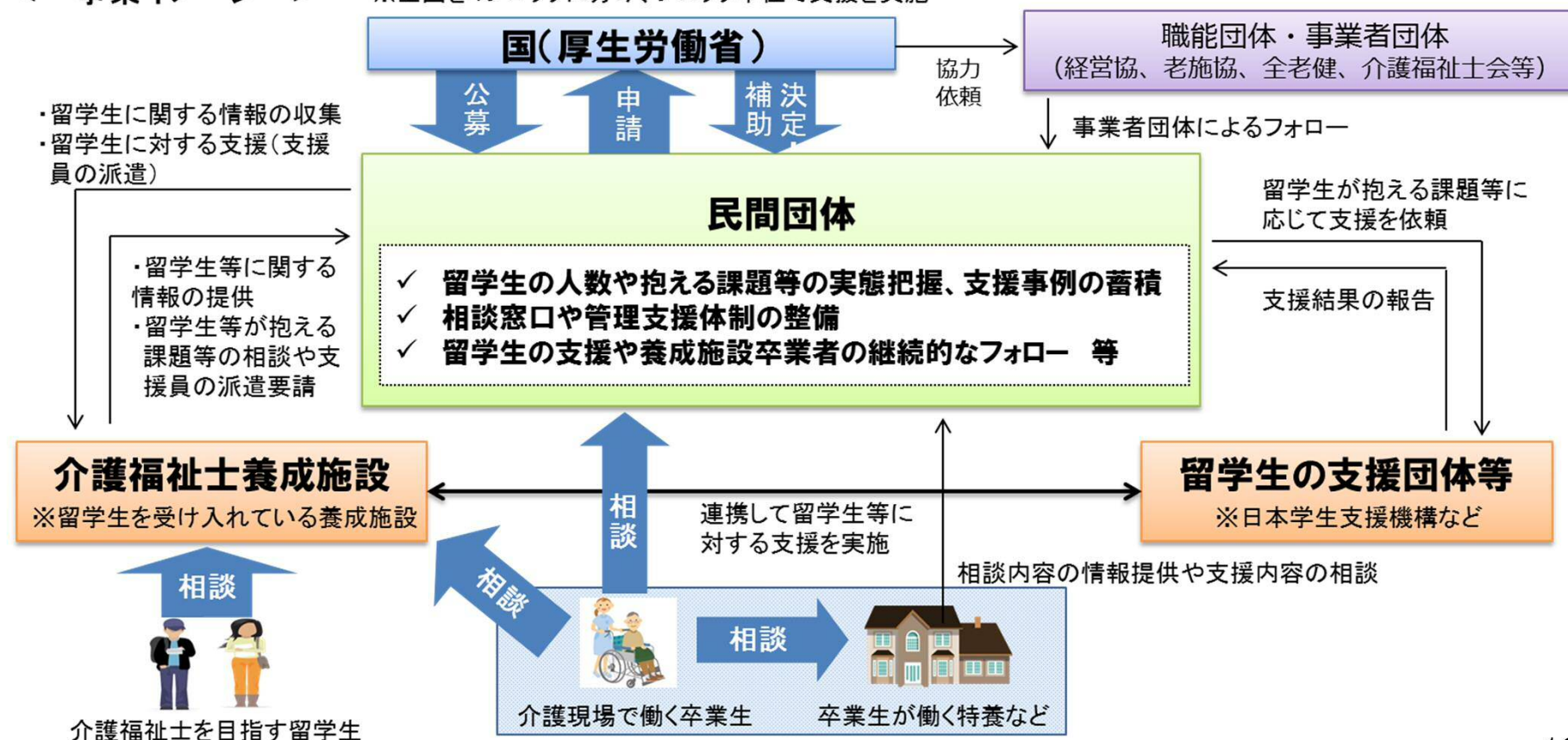
介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

平成30年度予算額(案)
1.3億円

- 在留資格「介護」の創設により、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが考えられる。
- こうした人材については、介護現場における専門人材としての活躍が期待されることから、日本での日常生活面における支援や就職後における悩み等に対する相談支援など、在学中や養成施設卒業後の継続的なフォローを実施していくことが重要である。
- このため、介護福祉士を目指す外国人留学生等の実態把握や日常生活面における支援を実施するなど、相談支援等の体制整備を図る。

< 事業イメージ >

※全国を4ブロックに分け、ブロック単位で支援を実施



2. 外国人留学生＋在留資格「介護」 (3) 今後の展望

在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し



法務省
Ministry of Justice

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(本年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考) 現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

3. 外国人技能実習制度 (1)制度の概要①

技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

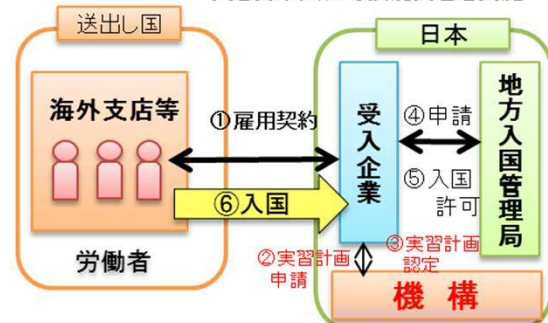
○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約25万人在留している。

※平成29年6月末時点

※新制度の内容は赤字

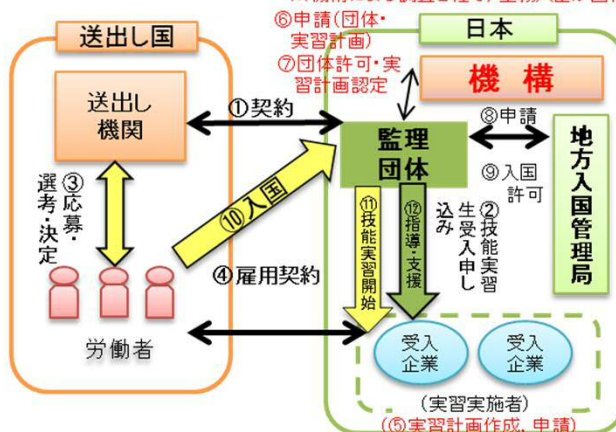
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

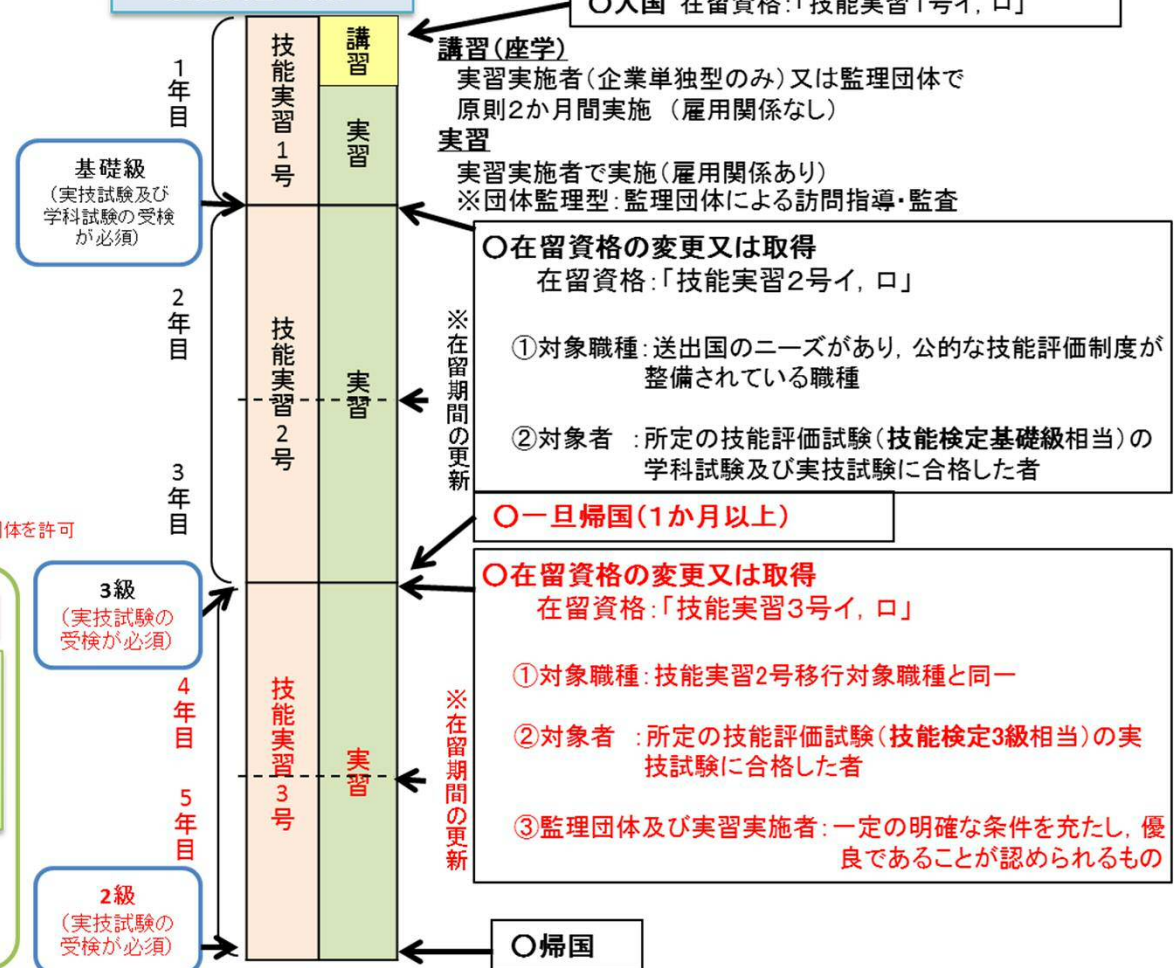


【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



(出所)厚生労働省「外国人技能実習制度における介護職種の追加に関する説明会」資料(平成29年10月)14

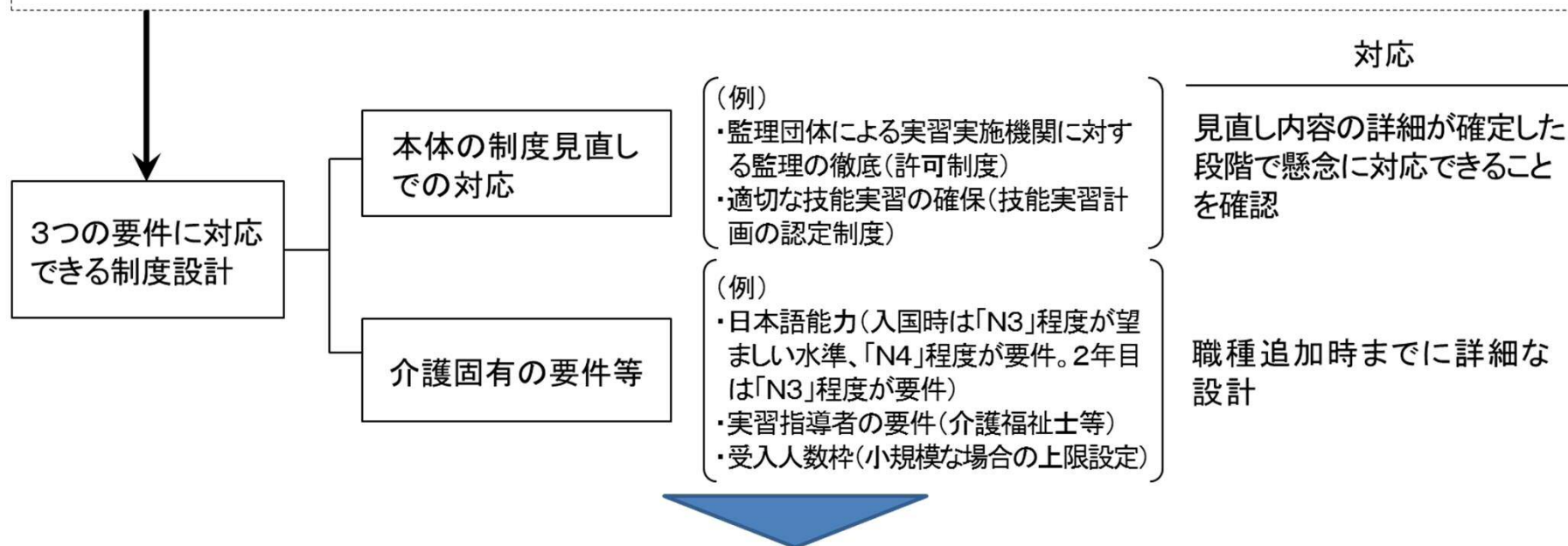
@全国社会福祉法人経営者協議会

3. 外国人技能実習制度 (1) 制度の概要②

介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)で示された具体的な対応の在り方に沿って、制度設計を進める。

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件①

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入に当たっての要件は、下記のとおり。(「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。)
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※) 具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	- 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こととからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件②

外国人技能実習制度における介護職種の追加

外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会中間まとめ(平成27年2月4日)
介護職種の追加に係る制度設計の考え方

「介護固有要件の設定」など具体的な方策を併せ講じる
⇒ 「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」が設置

パブリックコメント (意見・情報受付締切日:平成29年7月20日)

厚生労働省告示 平成29年9月29日

技能実習制度本体

+

「介護」職種 介護固有の条件

「技能実習生(同等業務従事経験等)」「実習実施者(対象施設・事業所、人数枠等)」

「送り出し機関」「監理団体」の要件を熟知することが必須

監理団体については許可制、実習実施者については届出制

技能実習計画は個々に認定制

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件③

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあつては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ¹ であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ² であること。

【※¹】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※²】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※) 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件④

技能実習生の日本語能力要件

試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期
日本語能力試験 N3	7月、12月	試験実施日の約2カ月後
J. TEST実用日本語検定 E-Fレベル試験、E級350点以上	(A-D) 1月、3月、5月、7月、9月、11月 (E-F) 3月、7月、11月	試験実施日の約1カ月後
日本語NAT-TEST 3級	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日の約3週間後

技能実習生の同等業務従事経験等(規則第10条第2項第3号ホ)

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば、以下の者が想定される。

(参考)同等業務従事経験等の要件(いわゆる職歴要件)については、技能実習制度本体によることとするが、例えば、以下の者が職歴要件を満たすものとして想定される。

- ・ 外国における高齢者や障害者の施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 政府による介護士認定等を受けた者

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑤

前職要件(省令第10条第2項第3号ホについて)

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。(省令第10条第2項第3号ホ)

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等しようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合(修了見込みの場合も含む。)

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類(同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。)
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類(修了見込みの証明も含む。)

② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程(実技・座学の別を問わない)が技能実習の職種に関連することが必要です。

③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑥

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。 ※1(p22参照)
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居室においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。 ※2(p23参照)
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。 ※3(p24参照)
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑦

※1

①技能実習責任者

- ・実習実施者は技能実習責任者を**選任**しなければならない。・技能実習責任者は**常勤の役職員**でなければならない。
- ・過去3年以内に技能実習責任者の**講習の受講**を要する。(当面は猶予がある)
- ・技能実習責任者は、その管理業務に支障がなければ、**複数の実習実施施設の兼務**が可能。
- ・技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員その他の**技能実習に関与する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理**するほか、**技能実習計画の作成に関する**ことなど統括管理を行う。

②技能実習指導員

- ・実習実施者は技能実習指導員を**選任**しなければならない。・技能実習指導員は実習生に対して**5:1の配置**が必要。
- ・技能実習指導員の内1人は**常勤で5年以上勤務経験**のある介護福祉士か、同等以上の専門的知識及び技術を要する者(看護師)・実習実施者における経験には限定されず、実習実施者でない他の機関での経験年数も含める。
- ・技能実習指導員は、**技能実習生を直接指導**する必要があることから、技能実習を行わせる事業所(施設など)に**所屬して勤務する者を選任**しなければならない。
- ・技能実習指導員は技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましい。(優良な実習実施者の要件)

③生活指導員

- ・実習実施者は技能実習生の生活の指導を担当する者として、**常勤の役職員**のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、生活指導員を**1名以上選任**しなければならない。
- ・生活指導員は、**技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導**するだけでなく、技能実習生の**生活状況を把握**するほか、技能実習生の**相談**にのるなどして、問題の発生を未然に防止することが求められる。
- ・生活指導員に対する講習を修了している場合は(優良な実習実施者の要件)

※技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑧

※2

実習実施者の届出制

- ・**実習実施者**とは技能実習生の技能実習を行う**施設、事業所**等になる。
- ・実習実施者は、初めて技能実習生を受け入れて実際に技能実習を行わせた際には、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し実習実施者の届出をしなければならない。(法第17条)
- ・実習実施者の施設・事業所は**開設後3年以上経過**しているものであること。(事業所単位である)

※3

技能実習生の夜勤

実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、実習生を保護するための措置を講ずることが必要・・・技能実習生への技能・技術の移転を図るという技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生が業務を行う際には、昼夜を問わず、**技能実習生以外の介護職員を指導に必要な範囲で同時に配置**することが求められる。ガイドラインでは2年目以降の実習生に限定することが努力義務とされている。

技能実習生の介護報酬上の取り扱い

- ・日本語能力の**N2・N1**に合格している実習生は介護職員として常勤換算の対象となる。
- ・上記以外でも、実習開始後6カ月を経過した実習生は介護職員として常勤換算の対象となる。

技能実習計画

技能実習を行うためには、監理団体の指導に基づき、**実習生一人ひとりに技能実習計画を作成**し、この技能実習計画に基づき実習生を指導しなければならない。

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑨

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	救護施設
障害者サービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	その他の社会福祉施設等
障害者支援施設	老人短期入所施設	地域福祉センター
療養介護	指定短期入所生活介護	隣保館サービス事業
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	ハンセン病療養所
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者サービス事業
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	有料老人ホーム※1	労災特別介護施設
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	病院又は診療所
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院
身体障害者自立支援	※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。	診療所
日中一時支援	※2 訪問系サービスに従事することは除く。	
	※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。	

(出所)厚生労働省「外国人技能実習制度における介護職種の追加に関する説明会」資料(平成29年10月)24

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑩

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

(出所)厚生労働省「外国人技能実習制度における介護職種の追加に関する説明会」資料(平成29年10月)

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑪

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容		①日本語		②介護導入講習	
科目※	時間数	教育内容	時間数(※2)	教育内容	時間数
日本語【詳細は①】	240	総合日本語	100(90)	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
介護導入講習【詳細は②】	42	聴解	20(18)	コミュニケーション技術	6
法的保護等に必要な情報	8※1	読解	13(11)	移動の介護	6
生活一般	—	文字	27(24)	食事の介護	6
総時間数	320※1	発音	7(6)	排泄の介護	6
		会話	27(24)	衣服の着脱の介護	6
		作文	6(5)	入浴・身体の清潔の介護	6
		介護の日本語	40(36)	合計	42
		合計	240		

(※1) 技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定
時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は
1/12)以上とされている。(320時間については
目安として記載。)

(※2) 日本語科目の各教育内容の時間数につい
ては上記を標準として、設定。()内に記載した
時間数が最低限の時間数として求められる。

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」につい
て合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

(出所)厚生労働省「外国人技能実習制度における介護職種の追加に関する説明会」資料(平成29年10月)

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑫

入国後講習の講師要件について

日本語(※)	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
--------	--

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者 ○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	---

(出所)厚生労働省「外国人技能実習制度における介護職種の追加に関する説明会」資料(平成29年10月)

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑬

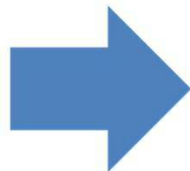
入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。
（各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。）
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

<入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

【入国前】（※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合）

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

()内の時間数は告示で標準として示した時間数

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑭

監理団体に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

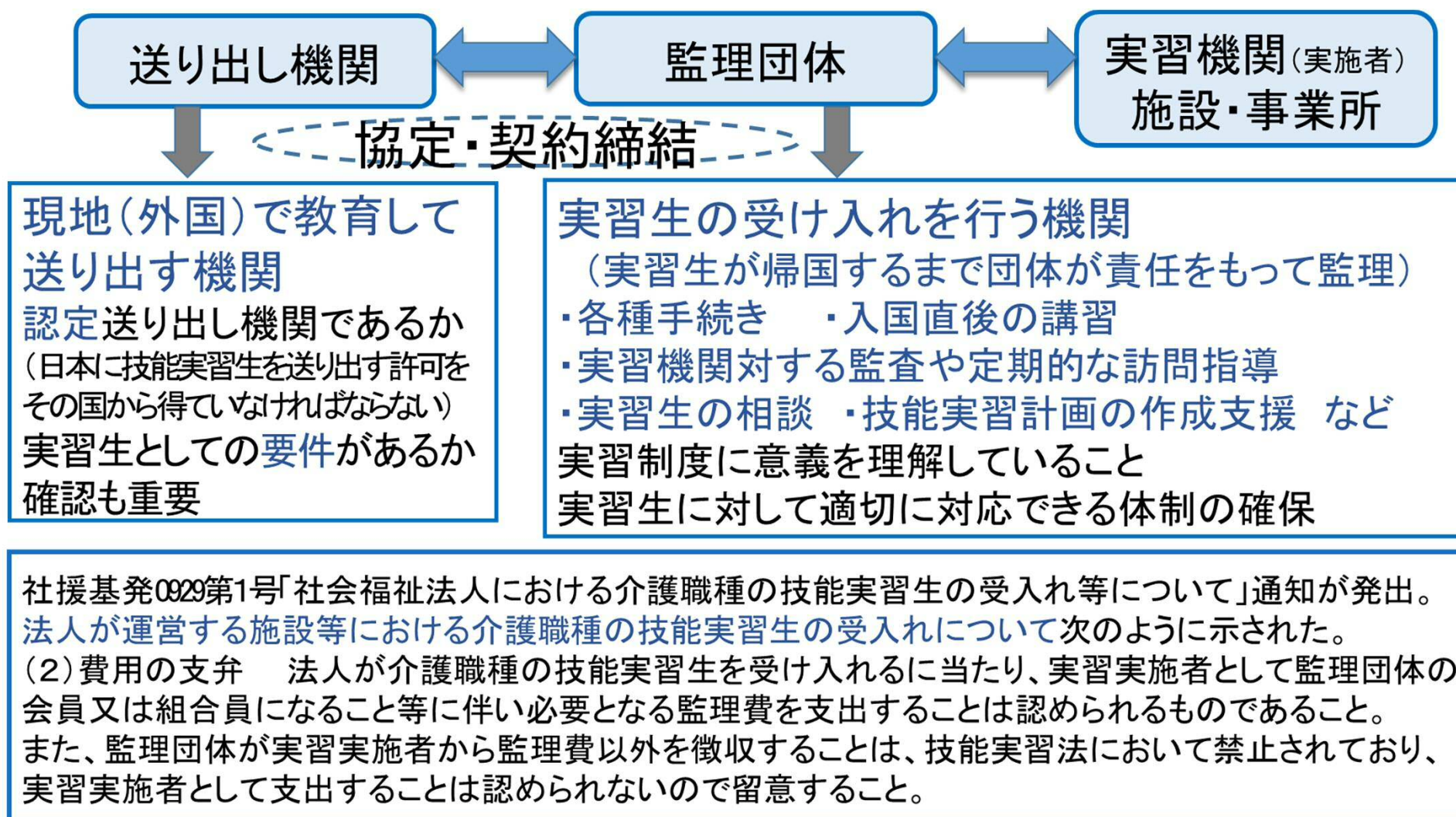
- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1) 商工会議所※ (2) 商工会※ (3) 中小企業団体※ (4) 職業訓練法人 (5) 農業協同組合※ (6) 漁業協同組合※
 - (7) 公益社団法人 (8) 公益財団法人
 - (9) その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件⑮



3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件①⑥

介護の業務を行う事業者で事業協同組合等を設立し、介護職種の監理団体を行う場合	既存の他業種の監理団体が介護職種の監理団体を行う場合	全国的な団体等が監理団体を行う場合
監理団体 事業協同組合等 介護業種 (例) 特養、老健施設、病院などの介護業務を行う事業者が事業協同組合等を設立し、監理団体の許可を得て、会員の「介護」の監理業務を行う。	監理団体 事業協同組合等 (一般監理団体(優良要件の認定)の許可) 他業種 介護業種 (例) 他業種の監理団体を行う事業協同組合等に特養、老健施設、病院などの介護業務を行う事業者が加入し、当該会員の「介護」の監理業務を行う。	監理団体 介護・医療 全国団体 ※支部も含む
介護事業者等を組合員として新たに中小企業組合等を立ち上げる。	異業種で実績のあるところに加入する(優良要件の認定)	介護又は医療の全国団体又はその支部

※ 中小企業団体(組合)の場合は会員となる条件として、資本金5千万円以下、従業員100名以下でなければならない

- 技能実習生が帰国するまで責任をもって監理する責務が課せられている**監理団体の選択**は慎重に行うべき。

3. 外国人技能実習制度 (2) 介護職種固有要件^⑪

監理団体の検索方法

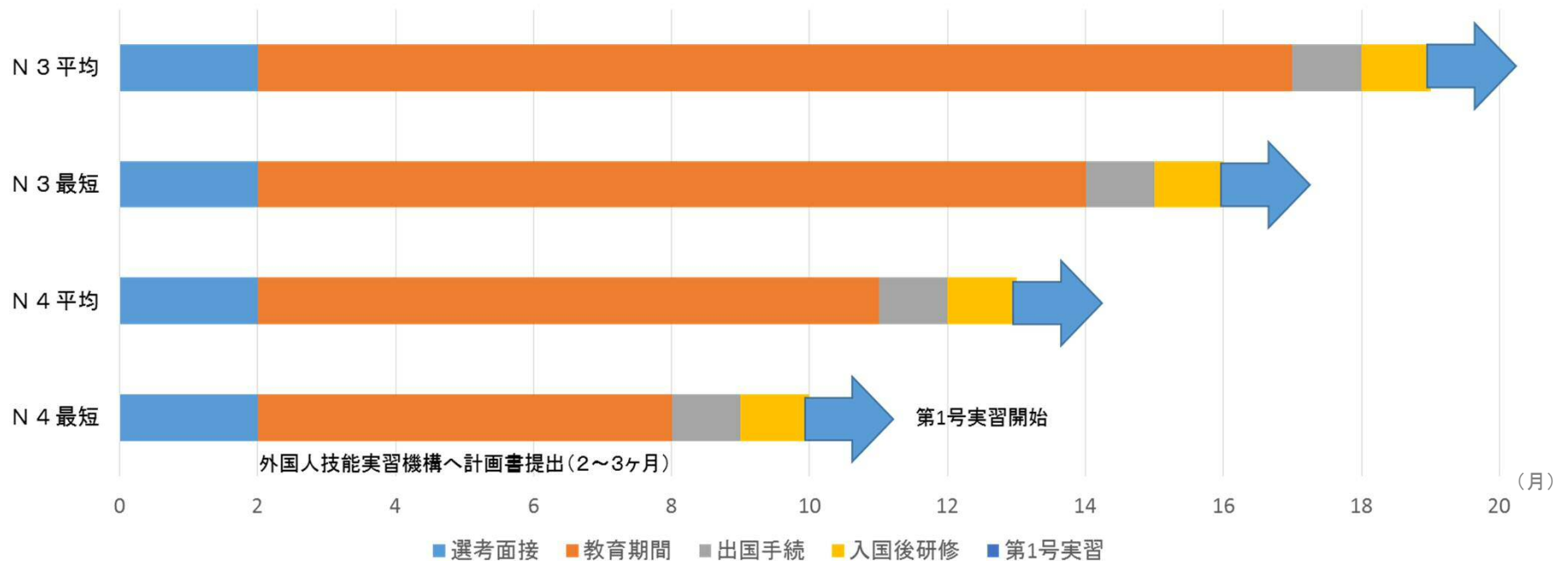
外国人技能実習機構 (<http://www.otit.go.jp/>) のホームページ

The screenshot shows the OTIT (Organization for Technical Intern Training) website in Japanese. The main header includes the OTIT logo and navigation links in multiple languages. The sidebar on the left contains various links, with '監理団体の検索' (Search for Japanese Supervising Organizations) highlighted by a red box and a mouse cursor. The main content area features a large banner image and a section titled '監理団体の検索' (Search for Japanese Supervising Organizations), which is also highlighted by a red box. Below this, there is a list of '許可監理団体' (Licensed Japanese Supervising Organizations) as of March 20th, 2018. A third red box highlights the '重要なお知らせ' (Important Notice) section, which contains a list of recent updates and announcements.

3. 外国人技能実習制度 (3) 受け入れイメージ①

受け入れの流れ(ベトナムの例)

事業所実習開始までのフローチャート



3. 外国人技能実習制度 (3) 受け入れイメージ②

送り出し国(ベトナム)の視察状況紹介①



福祉系短期大学・専門学校で諸外国での就労、技能実習を目指す学生が多数(日本は人気が高い)

3. 外国人技能実習制度 (3) 受け入れイメージ③

送り出し国(ベトナム)の視察状況紹介②



瞬き、呼吸、脈確認、モニターと連動する装置の最新人形や学習機器も充実

3. 外国人技能実習制度 (3) 受け入れイメージ④

ある監理団体による教育体制の紹介

日本語学習教材にて
インターネットを活用したeラーニング授業での教育



指定した教材を実施者で用意してもらい、インターネットを利用し日本語授業を提供(授業は無料)

3. 外国人技能実習制度 (4) メリットとデメリット①

外国人技能実習生のメリットとデメリット

<メリット>

- 職場が明るくなった。
- 職場の活性化につながった。
- 技能実習生のモチベーションが高く、真面目な勤務態度がみられ、優しく利用者と接し、利用者からの信頼を得られている様子を目の当たりにして、日本人介護職員の意識変化につながった。
- 日本人とは違う視点でのアイデアや発想が、新しいサービスを生むことが期待される。
- 業務幅が広がり、余裕が持てるようになった

<デメリット>

- 日本語教育等、職員の仕事量の増加。
- 文化や言葉の違いによって、職員間でストレスが生じる（異文化への理解）。
- 日本のルールやマナーを理解してもらう困難さ。
- 技能実習生の失踪や事件への不安。

外国人技能実習生受入れのための課題整理

- それぞれの受入れ施設において、研修制度を充実させ、技能実習生が不安なく仕事ができる環境作りを構築することや、現在働いている介護職員の意識改革（理解）が必要。
- 記録やカンファレンス等では、技能実習生に個別に説明しなければならないことも多く、一人前の介護職員として勤務できるようになるまで少し時間はかかる。
- しかしながら、それを乗り越えると、貴重な人材となるので、介護職員の受け入れの姿勢を持ち、技能実習生を育成することが重要。
- 外国人技能実習生として来日する者の中には、出稼ぎという意識があり、短期間で帰国してしまう者も少なくない。
- せっかく研修し、一人前の介護職員として育成した後に帰国してしまうと、受入れ施設の費やした時間が無駄になる。受入れ施設側の受け入れ姿勢とともに、介護職員として長く勤務（技能実習第3号、5年）してもらえろという技能実習生側の意識も必要（採用面接時の見極めなど）。

4. 外国人介護人材の活用のポイント

失敗しない外国人介護人材の活用ポイント

- 人材ではなく、「人財」として育成し、仲間としてともに仕事をする。
- お国柄・文化・歴史・宗教を理解する。
- 誠心誠意、きちんと物事をはっきり伝える。
- 日本人職員と同等な処遇を心掛ける。
- ボーダレスの心を持つ（多文化共生社会の実現）。
- 日本人職員への理解と刺激を与える。
- 決して諦めず、どんな困難でも事業所一丸となって取り組む。

(参考)外国人介護人材関連参考資料URL①

(1)外国人留学生＋在留資格「介護」

- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
介護福祉士資格を取得した留学生に対する在留資格「介護」の創設について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150881.html>
- 法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00119.html

(2)外国人技能実習制度関係

- 外国人技能実習機構 <http://www.otit.go.jp/>
- 法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>
技能実習法による新しい技能実習制度について
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00014.html
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
外国人技能実習制度への介護職種の追加について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/01.html
外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会報告書(平成 28 年 10 月 28 日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000141302.html>
技能実習生の労働条件の確保・改善のために
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/ginoujisyu-kakuho/index.html
技能実習生のみなさんへ～日本における労働基準関係法令について～
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/foreigner/technical_intern/

(参考)外国人介護人材関連参考資料URL②

(3)EPA関係

- 国際厚生事業団(JICWELS) <http://jicwels.or.jp/>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
 - インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html
 - インドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000025091.html>
 - フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000025247.html>
 - ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049737.html>
 - 経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告(平成24年6月5日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002caut.html>

全国社会福祉法人経営者協議会
平成29年度福祉人材対策特命チーム
委員名簿

担当委員長	平田 直之	福岡県／慈愛会
リーダー	湯川 智美	千葉県／六親会
サブリーダー	廣江 晃	鳥取県／こうほうえん
専門委員	大代 貴輝	北海道／黒松内つくし園
専門委員	杉山 弘年	全国社会福祉法人経営青年会 副会長(静岡県／蒼樹会)
専門委員	古田 周作	全国社会福祉法人経営青年会 幹事(愛知県／福寿園)
専門委員	濱田 和則	大阪府／晋栄福祉会

外国人介護人材受入れに関する基本的な考え方
平成30年3月31日

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会 福祉人材対策特命チーム

〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928
URL <https://www.keieikyo.com/>
社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内



みんなの「生きる」を
社会福祉法人